

## 阿蘇くじゅう国立公園 阿蘇地域 管理運営計画書(案)に関する提出意見に基づかない命令等の案の修正

番号	案における該当ページ	修正の概要	修正に対する考え方
1	P62 第6章 行為許可、公園事業の取扱いに関する事項 2 公園事業取扱方針 1 全事業共通事業 (2) 審査基準 ウ 建築物 (イ)	次のとおり修正。 「既存の公園事業施設が立地するエリアでは、建築物の 高さは、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする(建替えの場合も同様)。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超越えない場合は、この限りでない。」	誤字(「越」)を削除。
2	P63 第6章 行為許可、公園事業の取扱いに関する事項 2 公園事業取扱方針 1 全事業共通事業 (2) 審査基準 コ 標識及び広告物 (ウ)	次のとおり修正。 「敷地内の施設名称や地名等を表示する広告物は、表示面の面積が5㎡以下かつ高さが5m以下のものとする。また、敷地外に設置する当該地へ誘導するための標識については、高さが5m以下かつ個々の表示面の面積が1㎡以下のもの、複数の内容を表示する場合は、表示面の面積の合計が10㎡以下のものとする(2方向以上の表示は、複数の内容を表示するものとする)。」	文言表現の統一化のため修正。(「が」「のもの」を追記)
3	P68 第6章行為許可、公園事業の取扱いに関する事項 2 公園事業取扱方針 7 休憩所 (2) 審査基準 ア 規模 (ア)	次のとおり修正。 「1(2)ウ 建築物」の規定に加えて、古坊中休憩所については、後述のとおり、陸屋根もやむを得ないものとする代わりに、2階建て以下とすること。」	文言表現の統一化のため修正。(ひらがな表記(「とおり」)に統一、「もの」を追記。)また、「1 全事業共通事項」の「(2)ウ 建築物(イ)」において、建築物の高さの基準が「建築物の高さは、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする」と規定されており、古坊中休憩所においても当該基準が遵守されていれば十分であることから、「2階建て以下」の基準は削除する。